

環境マネジメントシステム

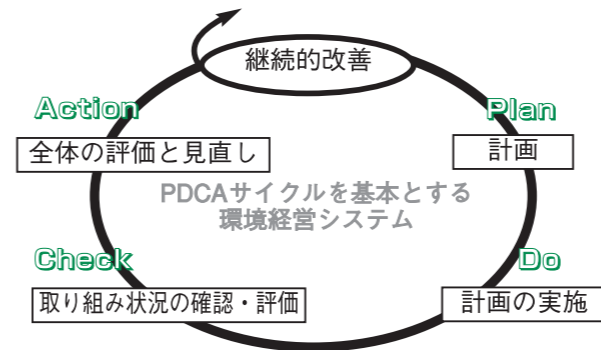
エコアクション21認証を取得 環境負荷低減へ

水と森の番人が創る癒しの里を将来像として掲げる川根本町は、自然との共生、環境の保護を基本理念として「環境マネジメントシステム・エコアクション21」の認証取得に向けた検討を重ね、平成20年5月12日、正式に認証を取得しました。静岡県の自治体では3番目の取得となります。町が行う様々な事務・事業に対して、積極的に環境負荷低減を図っていくとともに、事務・事業の効率化・合理化も目指します。

基本理念(抜粋)

私たちの地域は、古来より豊かな自然の恵みを享受しており、自然を持続的に利用する知恵と技、自然をいっつくしむ文化を育んできました。自然環境に必要以上に負荷を与えない自然共生型の生活様式をつくりあげ、再生産可能な資材を有効に活用する21世紀の社会の仕組みを構築していくうえで、農山村の暮らしはモデルとなりうるものです。今後もこの自然を守り育むとともに、環境負荷の少ない方法でその活用を図り、本来の暮らし方、ものづくりや連携・交流のあり方を提案・実践していくことが「川根本町」の使命と考えています。

こうした基本的な認識のもとで、環境への負荷を抑える取り組みを効果的に行う実践的取り組みとして、川根本町役場はエコアクション21を導入します。職員が自分の仕事を通じて、環境との関わりに気づき、環境への負荷を減らすため、目標を設定し、計画的に取り組み、結果を評価し、見直し実行する、継続的な取り組みを実践します。この取り組みを通じて環境への取り組みの推進だけでなく、経費の節減など行財政改革の推進、



●環境経営(環境マネジメント)システムとは

組織が環境問題に効果的・効率的に取り組み、環境経営を行うための基本的な仕組み。組織全体のマネジメントシステム(組織の経営管理システム)の一部を構成するもの。環境経営は、事業活動に伴い発生する環境への負荷(資源・エネルギー使用量、廃棄物排出量など)を削減し、また、環境保全に資する取り組み(環境にやさしい製品やサービスの提供)を推進する。事業者がPDCAサイクルを基本とし、取り組みの継続的改善を図っていくことを目的としている。地方公共団体にとっては、事務事業の効率化・環境保全・創造に資する施策などの進捗管理、さらには成果の評価などへの活用も可能。



5月12日、エコアクション21地域事務局から、杉山町長のもとに認証・登録証が伝達されました。写真右はエコアクション21地域事務局(県環境資源協会)の平井事務局長。

目標管理の徹底、法令遵守など役場管理の品質や信頼性の向上も目指します。

行動指針

- ① 役場職員は、「水と森の番人」という川根本町の使命を自覚し、環境負荷の低減に配慮した業務を執行します。町全体の意識の向上を図るため、ひろく町民の皆さんにも啓発・広報・事業活動を推進します。
- ② リサイクルやグリーン調達を積極的に行い、公共工事やイベントなどの事業においても環境負荷排出抑制に努めます。
- ③ 業務における省資源・省エネルギーを実践し、電気・石油・水・紙の使用量を減ずることに努めます。
- ④ 環境関連の法令およびその他の要求事項を遵守し、一層の環境保全に取り組みます。
- ⑤ 川根本町環境基本計画を制定して、環境にやさしい社会を実現するための施策を推進します。
- ⑥ 環境目標、環境活動計画を定め、かつそれを定期的に見直すことにより継続的な環境改善に努めます。
- ⑦ この環境方針は全職員に周知させ、町民の皆さんにも公開します。

●環境負荷低減のための各課の取り組み(実施中)
(代表的な事業を抜粋してあります)

企画環境課 生涯学習課	緑のカーテン	室温上昇を抑え、エアコンの使用量を抑制する
企画環境課	リサイクルナーの優先購入	極力リサイクル品を利用する
税務課	バインダーの繰り返し使用	台帳として使用したファイルを再利用
町民課 住民課	合併処理浄化槽設置の補助	生活排水の浄化による周辺の環境配慮
建設課 事業課	林道工事に木材使用	林道のりに間伐材を利用した丸太橋を施工
建設課 事業課	舗装工事にリサイクル品を使用	破砕された舗装面を路盤材として再生し、新規舗装に利用
企画観光課	環境教育の実施など	大井川水質保全に関する広報周知や環境教育の実施・学校授業支援
産業課	森林認証	森林認証の取得・普及啓発
町民課 住民課	マイバッグ啓発活動	買い物にマイバッグを持参してもらうよう、普及啓発活動を実施

*皆さんがご覧になっている「広報かわねほんちょう」は古紙配合率30%の再生紙を使用しています。

エコアクション21の特徴

- 多くの自治体を取り組めるシステム
環境に対する取り組みを効果的・効率的に実施するため、比較的規模の小さな組織でも取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定しています。
- 必要な環境への取り組みを規定
必ず把握すべき項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量および総排水量を規定しています。さらに必ず取り組むべき項目として、省エネ、廃棄物削減、リサイクルおよび節水の取り組み規定しています。地方公共団体の場合には、公共事業やイベントの実施、廃棄物の収集や処理処分、水処理などの現業部門における活動、さらには日常の様々な業務実施に伴う環境への負荷や関係する取り組みについても把握し、必要な環境への取り組みを実施します。
- 環境コミュニケーションへの取り組み
組織が環境への取り組み状況などを公表する環境コミュニケーションは社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得るための必要不可欠の要素です。そこでエコアクション21では、環境活動レポートの作成と公表を義務づけています。組織の経営状況を環境という視点で住民に明らかにすることが重要であり、併せて他の自治体の取り組み状況との比較を行うことで、より客観的な評価がなされます。



エコアクション21認証・登録証